

甲斐市教育委員会第8回定例会議事録

- 1 日 時 令和6年11月26日（火）午後1時30分
- 2 場 所 甲斐市役所 新館2階 防災対策室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 出席者 【教育長】内藤和彦教育長
【委 員】小林啓子委員 金子初男委員
千野国弘委員
【説明員】名取藤吾教育部長 小田切英規教育総務課長
樋川和之学校教育課長 大柴宏之生涯学習文化課長
広瀬修スポーツ振興課長 小松利也図書館長
小野貴博学校教育指導監
- 5 欠席者 米山祐希職務代理者
- 6 傍聴人 なし
- 7 事務局 早川要子教育総務係長 内田優教育総務係員
- 8 議事録署名委員の指名 D委員 B委員
- 9 前回議事録の承認 令和6年度 第7回定例会議事録 「承認」
- 10 現場視察
(1) 双葉体育館アリーナ床補修工事
(2) 竜王北小学校普通教室転用工事
- 11 教育長からの報告
- 12 議 題
第1号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
第2号 市指定文化財「西八幡のカエデ」の諮問について
- 13 その他
(1) 令和6年度休日部活動のモデル事業実施について
(2) 令和7年甲斐市二十歳の集いについて
(3) 第61回山梨県一周駅伝競走大会について
(4) 12月の行事予定について
- 14 閉 会 午後4時05分

○開 会

事務局

開会を宣する。

○あいさつ

教育長

改めましてこんにちは。

現場視察に引き続きまして、11月定例教育委員会となります。よろしくお願いいたします。少し気温の低い中での視察になりましたが、写真で見えて説明していただくことでもわかりますが、やはり現場に行ってみることも大事だと感じました。

B委員におかれましては、11月3日からの就任に伴い、今回初めての定例教育委員会となります。これまでのご経験を生かしていただきまして、ご意見、ご助言を賜りますようよろしくお願いいたします。

11月も残すところわずかになりました。例年にくらべ遅れていた紅葉ですが、県内でも見ごろの便りが届いています。ご出席の皆様は、お出かけになられたでしょうか。先週末は、昇仙峡やワイナリーなども人出が多かったようです。秋という季節は、とても短くなったような気がしています。仕事に追われながらも残り少ない秋を、そして、もう何度か、顔を出している冬を、それぞれの季節を楽しみたいと感じております。そのくらいのゆとりがないといけないう、ということも思っているところです。

学校では、2学期、特に11月は、授業づくり、学級づくりの研究成果を発表する公開研究会が多く開かれる時期でもあります。本市でもいくつかの学校で研究成果の発表がありました。ある学校では、新たな学びの姿に向けた授業改善に関して、新聞やICTの活用を絡め、質の高い学級集団を育成し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るという研究発表がありました。

また、ある学校では、道徳や総合的な学習を通して、生徒指導と一体となり共感的な人間関係づくりを進める学習指導についての発表もありました。

私も日程が合う限り、授業の参観に行きますが、子どもたちの様子や教師の姿から、確かな学力と豊かな人間性の育成に、多くの成果が表れていると感じています。授業の充実は学校の生命線と言ってもよいと思いま

す。教師の力量のアップが子どもの笑顔に繋がる、そして、楽しい学校、一人ひとりに居場所のある学校に繋がると思いますので、今後も地道な研究、精力的な研修を続けてほしいと願うところです。

11月20日から、12月議会の代表質問・一般質問の受付が始まっております。28日の締め切りまでに教育関連の質問も多く出されることと思います。関係する部署におきましては、丁寧な対応を心掛けていただくよう改めてお願いいたします。

それでは、本日も多くの視点からご意見をいただくとともにスムーズな進行にご協力をお願いします。

以上、あいさつとさせていただきます。

○議事録署名委員の指名

教育長 議事録署名委員を指名します。D委員、B委員を指名します。よろしくお願いいたします。

○前回議事録の承認

教育長 第7回教育委員会定例会議事録に異議のある方はいらっしゃいますか。
一 同 異議なし。
教育長 異議がないようですので、前回議事録は承認されました。会議終了後に、A委員に署名をいただきます。本日欠席されております、C委員には、後日署名をいただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長報告

教育長 11月の諸報告を行います。資料の11月の日程をご覧ください。
主なものについて、ご報告いたします。

1日、竜王西小学校において、「やはたいぬくんこどもあいさつ運動と字を覚えようキャンペーン」を市長も参加して行いました。

同様の活動を8日、敷島南小学校でも実施いたしました。これですべての小学校であいさつ運動と字を覚えようキャンペーンが行われたことになります。

3日、甲斐市総合防災訓練がありました。

5 日、第 2 回県教育委員会管理主事訪問がありました。委員の皆様にご出席いただきました。

6 日、不登校の子を持つ親との意見交換会がありました。

9 日、市民親善グラウンドゴルフ大会と文化協会文化祭が開かれました。

12 日、梅の里クロスカントリー大会実行委員会がありました。

17 日、午前中に駅伝大会がありました。午後には、青少年健全育成推進大会が開かれ、委員の皆様にもご出席いただきました。

20 日、都市教育長会秋季研修会が開かれました。県教委から、25 人学級の推進の件、部活動の地域移行、今後は、「地域展開」という表現に変更するということですが、説明がありました。本日、「その他」のところで少し触れたいと思います。

22 日、B & G 全国教育長会議が開催されました。「部活動の地域移行から展開へ！」という標題で、基調講演と事例の発表がありました。学校の部活動を新たな地域のコミュニティ活動として捉え、まちづくりを推進する事例などが紹介されました。

26 日、本日、定例教育委員会が開かれております。

以上、諸報告とさせていただきます。

教育長

議題の審議に入ります前に、議題第 1 号「令和 6 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、個人情報保護の観点から、非公開とさせていただきます。

そこで、非公開とするにあたり、甲斐市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、議題第 1 号について、討論なしで採決を行います。

委員の皆様にお諮りします。議案第 1 号の非公開について、賛成の委員の挙手を求めます。

一 同

挙手

教育長

ありがとうございました。挙手多数であります。議題第 1 号の非公開は、可決されました。よって、議題第 1 号は非公開とします。

○議 題

第 1 号 令和 6 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

【ここから非公開】

教育長 非公開とした議題第 1 号の審議が終わりましたので、これより公開いたします。

【ここから公開】

第 2 号 市指定文化財「西八幡のカエデ」の諮問について

事務局 (資料説明)

委 員 天然記念物というのはご本人が申請をするのですか。それとも、文化財保護審議会側で、これは珍しい木だからということで指定をするのでしょうか。それをまず初めにお伺いしたいです。

事務局 市の指定文化財につきましては、所有者の方からの申請に基づいております。申請の中で審議会に諮りまして、今後活用ができる貴重なものと判断された際には、指定という流れになります。指定の申請書の中には本人の同意書も添付いただいての申請となります。

委 員 この写真を見ますとお庭の中もだいぶ荒れていて、手入れをしていないというような感じですね。せっかくの樹木であるカエデの巨木も、これだとも見るも哀れというか文化財には当たらないということを思っています。経過の中で、所有者に診断書を通知し、対策を依頼したとのことですが、それができていないのでしょうか。今になっては、所有者が近隣の敷地外へ枝が折れたりして、何か被害を与えてはいけないという申出であれば、対応はこのようなことなのかと思います。

事務局 文化財の管理につきましては、やはり所有者が管理者になりまして、その方が本来対応すべきとなっております。対応するに当たっては、やはり植物で当然生きているものなのですが、こちらの所有者が、東京に住んでいて、頻度的には月 1 回ぐらい戻って来ているということは聞いています。市でも、過去に対応をお願いしたのですが、対応していただけていな

いというところもありました。文化財に指定され、維持管理するに当たっては、その対応を取っていただければ、費用については市で補助金の交付がありますので、それを活用していただいて、維持管理していただくということが本来の趣旨になっているところであります。

委 員 委員と同じような内容なので、先程のお答えで大体わかりましたが、少し細かいことで、具体的に対策を依頼したときに、所有者の方で何か対応がなされたのかという点が1点と、今、補助金の話もありましたが、指定をした後の管理というところで、基本的には所有者の方が管理されると思いますが、市でも定期的な巡回など、対応はどのように行っていたかということ伺いたと思います。

事務局 やはり所有者の方が管理していただくことにはなるのですが、本課で今回巡視を行ったのは、13 か所ぐらいあった中の1つでありまして、対応を待っていたということもありました。本来であれば、所有者の方にまだ対応を取られていないことについて、連絡をする等の対応があってもよかったかと感じております。

委 員 1 ページ下にあります、今後の対応案というところですが、所有者から指定解除の相談があり、樹木医からも樹勢の回復がなく、枯死の状態という助言もあったということです。その対応案についての市の指定文化財として保存及び活用というのは、具体的にはこの審議会にお諮りする中には、保存及び活用、なおかつ所有者からの指定解除の相談を受けています、という諮問になるのでしょうか。

事務局 文化財の解除について、所有者から申請という行為はありません。状況を相談された中で、市としてその文化財が貴重なものか、価値があるかというような判断を、審議会委員さんに判断をしてもらった中で、保存及び活用という言葉を使っていますが、内容によっては当然、審議会の意見の中で解除という結論もあり得るかと思います。

教育長 その他、ご意見、ご質問はございますか。

一 同 異議なし。

○その他

(1) 令和6年度休日部活動のモデル事業実施について

事務局 (資料説明)

委 員 いくつかお願いします。まず打ち合わせのところですが、単体部活動のみ、指導者と顧問で実施というのは、合同部活動の方はどうかということをお教えいただきたいです。

検証について、参加生徒とその保護者、顧問、指導者にアンケート調査を実施とありますが、昨年は、確か野球部と陸上部がモデル事業を実施したと思うのですが、そのアンケート調査の結果は、昨年度または今年度に見せていただけたでしょうか。そのアンケート結果や、昨年のものはどういう結果や、何か課題があったのか教えていただきたいです。今年は、去年やった野球部がないですね。

もう一つは、6ページのリーフレットですが、教えていただきたいのは、「令和8年度以降目指す形態」ですが、休日の地域クラブ活動の①と②の関わりがどういうことか分からないので教えていただきたいと思います。

質問はともかく、令和8年度の部活動地域移行を目指している中で、その取組として昨年に加えて、部活動の数が文化部の部活動もありますし、順に取組が勧められているのだな、ということは感じました。

事務局 まず、打ち合わせについて、単体部活動のみ、指導者と顧問で実施と資料に掲載させていただいておりますが、やはり単体部活動は、対象となる子どもたちもその学校の子どもたちで、実施場所も該当校で行われますので、日頃の練習の取組との系統性といったところを考慮する中で、平日の部活動と休日の部活動の打ち合わせが必要であると考えているところで

合同部活動に関しましては、各学校から子どもたちが集まってくるため、当然事前に担当者と学校で打ち合わせを行うところではあります。主な指導について、部活動指導員の方におまかせをするということになります。

事務局 合同部活動につきましては、指導者と顧問だけでは打ち合わせが足りないので教育委員会の担当も入りながら、調整も行って打ち合わせを行う形になります。

6ページ上のR6モデル事業と枠で囲ってある部分ですが、これは今、

行っているモデル事業で、令和５年度と６年度にこれから行う事業です。学校部活動の地域連携と申しまして、こちらは部活動が地域と連携するものなので部活動です。その下を書いてある、令和８年度以降目指す形態のところの枠の中央に休日の地域クラブ活動と記載されていますが、これは地域クラブ活動であって、部活動とは一切関係のない学校外での活動になります。地域クラブ活動の形態の例が、国から示されている形になります。①に書いてありますように、市区町村がスポーツ文化芸術団体や大学、民間事業者などと連携を図って、テニスでも野球でも、陸上でもどんな活動でも構わないですが、指導者が行う地域クラブ活動に各中学校から子どもたちが参加するという形になります。さらに②は、総合型地域スポーツクラブや民間事業者等が行う地域クラブ活動であって、指導者をそこに送りながらそこに各学校の子どもたちが参加するという形なので、基本的に部活動ではなくなるということになります。

委 員 令和８年度以降は市区町村がこういったところと連携して、地域クラブ活動を実施するということですね。例えば総合型地域スポーツクラブや民間事業者が請負うということでしょうか。少しわからないのですが、①の中に②も含まれるということでしょうか。

事務局 ①は市区町村が主体となります。②は総合型地域スポーツクラブや民間事業者が主体となります。

教育長 先進事例では、地域のコミュニティとして、皆で協力して子どもたちを活動に参加させましょうという活動があります。部活動に関わらず、公民館の講座をやっている人たちが、私たちはこんなことで中学生と一緒に活動できますよ、ということで、中学生を対象に活動日を指定し、年間を通して活動することもあったり、今度太刀岡山と一緒に登りましょう、というように、一日だけ実施するという例があります。

事務局 もちろん全ての部活動が令和８年度以降目指す形態とすることは難しいです。県では、令和８年度に各自治体で一つは地域クラブ活動を作ってください、という目標が今のところ示されているところです。また、来年度以降、本市においても協議会を立ち上げ、この形態についてどのようなことができるか、協議・検討していく形になると思います。

事務局 アンケート調査の結果につきましては、第６回定例教育委員会のときに、

教育委員会の自己評価の中で、経営戦略課で行っております行政評価の中で、休日部活動地域移行モデル事業の中で紹介をさせていただいたのですが、そこで保護者と生徒にアンケート調査を行っておりまして、そのアンケートの中で『評価する』と回答した生徒は96%、保護者につきましては84%となっております。そのような内容で報告させていただいておりまして、評価につきましてはBということで業務改善と評価をさせてもらっております。

分析の結果ですが、部活動を地域クラブ活動へ移行していくにあたり、事業を推進していくためには、学校教育だけではなく、スポーツ文化活動、社会教育等と協働して進めていく必要があるということで評価をしています。

委員

今のご説明で、腑に落ちた点もあるのですが、学校の部活動の中に、外部の方が入ってくるというようなイメージでよろしいですかね。令和8年度以降は、部活動ではなく地域の活動の中で、子どもたちが部活動に類似するような内容をやっていくということですが、現在、指導員の方や地域の団体と関係を持っているかと思いますが、こういった形で選択しているのか、ということと、今後継続して、令和8年度以降の地域クラブ活動に移行していく上での繋げていく方策やお考えがあれば伺いたいと思います。

事務局

あくまでも今行っているのは、委員さんのおっしゃるように、部活動の範疇でありまして、部活動というのは学習指導要領の中に記載されているものなので教育課程内のものになります。令和8年度以降目指す形態は地域クラブ活動なので地域クラブは部活動ではなく学校の外、つまり学習指導要領に記載されていない、教育課程外で行われるものになります。令和8年度以降目指す形態はどのようなものを目指してやっているかというご質問がありましたが、もちろんここにある国ないしは県が示すような地域クラブ活動を立ち上げ、総合型地域スポーツクラブや民間事業者等が実施する地域クラブ活動に参加意向がある生徒はそちらに行っていただくようスムーズな移行に繋がればよいと思うのですが、それについては、事務局の一存で進める訳にはいかないなので、このモデル事業につきましてもモデル事業地域移行協議会がございまして、今回の種目についても検討

させていただき、事務局も学校との調整を行い、種目を決定させていただいています。来年度から立ち上げるであろう地域クラブ活動に移行するための協議会の中でも、同じように検討し、本市としてどのような移行が、最もスムーズに行われるかということを検討する中で、種目等が選ばれるかと事務局では考えております。

委 員 地域クラブ活動側との協議の場が、今すでにあるということによろしいでしょうか。

事務局 昨年度、野球のモデル事業を行ったときには、総合型地域スポーツクラブの指導者に、協議の場を持っていただいたのですが、そのようなものも使いながら、あとは甲斐市には様々なスポーツを行っている協会等もありますので、来年度以降そこと協議をしていかなければならないという状況になっております。

委 員 質問と意見を一つずつお願いします。

まず、4 ページの保護者への連絡方法で気になるところですが、これは合同部活動ですので、希望者が集まっているところで、万が一けがや事故があったときには、指導者からの直接連絡ということによろしいでしょうか。つまり指導者は全員の名簿を持っていて、何かあったら保護者とも対応をしていただくという理解でよろしいでしょうか。土日に活動がある中で、教育委員会の方のどなたかそこに居合わせるということがあるのででしょうか、その辺をお伺いしたいところです。

そして、単体部活動もアーチェリーが敷島、剣道が双葉、バドミントンが竜王と3地域でうまく実施予定でおり、教育的な部分でも分散されているということと、文化部門や運動部門について、吹奏楽もあるし、運動部門もあるということで、そういった部分でも調整が取られていると思います。ぜひこういった方向で、また今後この活動が発展していったらとよいと思います。以上です。

事務局 けがや事故があった場合の対応になりますが、もちろん、指導者も連絡先等は情報共有をさせていただきますので、直接連絡することも可能です。また、担当教員や教育委員会とも、すぐ連絡を取れる体制は整えておきたいと思いますので、そういった形での対応になると思います。

教育長 その他、ご意見、ご質問はございますか。

一 同 異議なし。

(2) 令和7年甲斐市二十歳の集いについて

事務局 (資料説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 異議なし。

(3) 第61回山梨県一周駅伝競走大会について

事務局 (資料説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 異議なし。

(4) 12月の行事予定について

事務局 (資料説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 異議なし。

○閉 会

事務局 本日、本定例会に付議された議案の審議を全て終了したので本定例会の閉会を宣する。

閉会時間 午後4時05分